

水道法の改正



東京大学大学院法学政治学研究科 教授 宇賀 克也

1 改正の背景

「水道法の一部を改正する法律案」が、2018年12月6日に可決・成立し、同月12日に平成30年法律第92号として公布された。本改正は、地方公共団体に大きな影響を与えうる重要な改正である。本改正の背景には、第1に、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行し、年間2万件を超える漏水・破損事故が発生し、さらに、耐用年数を超過した水道管路の割合が毎年増加しており、全ての水道管路を更新するには130年以上を要すると試算されていることがある。第2に、水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震適合率は毎年約1%しか上昇していないため、大規模災害時には断水が長期化するリスクが存在することである。第3に、わが国の水道事業は主として市町村単位で経営されており、2016年度の統計によれば、1,355の水道事業のうち給水人口5万人未満の事業者が921にのぼることが示すように、小規模で経営基盤が脆弱な水道事業者が多数存在する。そして、かかる小規模な水道事業者は、職員数も僅かであり、さらに団塊の世代の退職等により水道に携わる職員数の大幅な減少が見込まれ、資産管理や危機管理対応を適切に行うことが困難であるのみならず、人口減少社会を迎え、水需要が減少し、経営状況は一層悪化して水道サービスを継続できなくなるおそれがあることである。第4に、約3分の1の水道事業者にお

いて、給水原価が供給単価を上回る原価割れの状態にあるため、計画的な更新のために要する資金を十分確保できていない水道事業者が多数存在することである。そこで、上記の課題を解決し、安全な水を将来にわたり安定的に供給し続けるためには、水道の基盤強化を図ることが不可欠と認識されたのである。

2 広域連携の推進

上記の課題に対応するために、本改正でとられた1つの方策が、スケールメリットを活かした効率的な事業運営を可能とする広域連携の推進である。すなわち、都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、およびこれを実施する努力義務を負い（水道法2条の2第2項）、市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、およびこれを実施するよう努力義務を負うこととされた（同条3項）。また、都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めることができること（同法5条の3第1項）、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする2以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者

および当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、水道基盤強化計画を定めることを要請することができ(同条5項)、都道府県は、この要請があった場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めることとされた(同条6項)。さらに、都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会(以下「協議会」という)を組織することができ(同法5条の4第1項)、協議会は、①都道府県、②協議会の区域をその区域に含む市町村、③協議会の区域を給水区域に含む水道事業者および当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者、④学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成され(同条2項)、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重する義務を負うこととされた(同条3項)。かかる広域連携の推進により、料金収入の安定化、サービス水準の格差是正、水道施設の統廃合による更新事業費や維持管理費の抑制、災害・事故等の緊急対応力の強化等の効果が期待されている。

3 適切な資産管理の推進

上記の課題に対処するための本改正の第2の柱は、適切な資産管理の推進である。すなわち、水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持および修繕を行う義務を負い(同法22条の2第1項)、この基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとされた(同条2項)。また、水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管する義務を負い(同法22条の3第1項)、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新する努力義務(同法22条の4第1項)、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表する努力義

務を負うこととされた(同条2項)。

4 官民連携の推進

上記の課題に対処するための本改正の第3の柱は、官民連携の推進である。2011年のPFI法の改正により、水道事業についても、施設の所有権を地方公共団体が持ったまま、施設の運営権を民間事業者に設定すること(コンセッション)は可能になっていた。しかし、そのためには、地方公共団体が水道事業の認可(水道法6条1項)を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要であったところ(同条2項)、地方公共団体から、不測のリスクが発生した場合に地方公共団体が責任を負うことができるように、地方公共団体に水道事業の認可を残したまま、コンセッションを可能にする制度改正が要望されていた。そこで、本改正により、地方公共団体である水道事業者は、PFI法19条4項の規定に基づく議会の議決を経るとともに、水道法に基づき厚生労働大臣の許可を受けることにより、水道事業者の認可を返上することなく、コンセッションを行うことが可能になった(同法24条の4)。

著者略歴

宇賀 克也(うが・かつや)

東京大学法学部卒。現在、同大学大学院法学政治学研究科教授。

単独著として、『行政法概説Ⅰ(第6版)』、『行政法概説Ⅱ(第6版)』、『行政法概説Ⅲ(第5版)』、『地方自治法概説(第8版)』、『行政法(第2版)』、『新・情報公開法の逐条解説(第8版)』、『情報公開の理論と実務』、『情報公開法』、『情報公開法・情報公開条例』、『ケースブック情報公開法』、『情報公開法の理論(新版)』、『情報公開・個人情報保護』、『情報公開と公文書管理』、『個人情報保護法の逐条解説(第6版)』、『個人情報保護の理論と実務』、『自治体のための解説個人情報保護制度』、『番号法の逐条解説(第2版)』、『逐条解説 公文書等の管理に関する法律(第3版)』、『Q & A 新しい行政不服審査法の解説』、『行政不服審査法の逐条解説(第2版)』、『解説行政不服審査法関連三法』、『改正行政事件訴訟法(補訂版)』、『行政手続三法の解説(第2次改訂版)』、『行政手続・情報公開』、『行政手続と行政情報化』、『行政手続オンライン化三法』、『自治体行政手続の改革』、『行政手続法の理論』、『国家補償法』、『国家責任法の分析』、『政策評価の法制度』、『アメリカ行政法(第2版)』等がある。

*この原稿は肩書も含め、2019年3月1日現在の内容です。